

駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 人間を被験者又は対象とする研究倫理規程

(目的および運用範囲)

第1条 この規程は、個人の健康と福祉の増進の観点のもとより、対象者の人権尊重の観点からも、適切な研究の実施を図るために、「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 研究倫理規程」に基づき、並びにヘルシンキ宣言に示されている医の倫理の基本的理念、日本心理臨床学会倫理綱領、日本保育学会倫理綱領、日本栄養改善学会研究倫理指針、厚生労働省より提示されている「人を対象とする医学研究に関する倫理指針」「疫学研究に関する倫理指針」「臨床研究に関する倫理指針」及び日本看護協会看護研究における倫理指針に従って、駒沢女子大学及び駒沢女子短期大学（以下「本学」という）において行われる「人を対象とする研究」に関し遵守すべき事項について規定する。

2 この規程は、本学で行われるすべての「人間を被験者又は対象とする研究」に適用される。

(研究者の行為準則)

第2条 本学において人間を対象とした研究を行う者（以下「研究者」という。）は、これらに従って正しく研究を実施しなければならない。

(人間を被験者又は対象とする研究の定義)

第3条 本規程で定める「人間を被験者又は対象とする研究」（以下「該研究」という。）には、その目的が人間の健康や心理を扱うものすべてを含むものとする。

(研究倫理委員会の任務及び権限)

第4条 本学において人間を対象とした該研究を円滑に実施させるため、「研究倫理委員会」（以下「委員会」という。）の任務及び権限は、以下の各号に定める。

- (1) 本学における該研究の活動を行うため、該研究の適正について審議すること。
- (2) 人間総合学群心理学類、大学院臨床心理学専攻及び駒沢女子短期大学において、該研究報告にあたり、公的機関が学内倫理基準の充足を要件として要請している場合、該研究の立案及び方法等について審査すること。
- (3) 人間健康学部健康栄養学科、看護学部看護学科において、該研究に先立ち作成された「研究計画書」について審査すること。また、審査結果に対する異議申立があった場合に、これを再審査すること。
- (4) 人間健康学部健康栄養学科、看護学部看護学科において、研究者の申請により、「研究計画と該研究の同一性」について審査すること。

(責任)

第5条 研究者は、自らが行う該研究が、対象者の心身の改善や、人権が守られるような有効な効果を期待できる研究であることに責任をもたなければならない。

(技能)

第6条 該研究の対象者に必要かつ有効な研究であっても、所定の訓練を受けていない領域や対象層を扱う場合や、未訓練の技法等を適用する場合には、スーパーバイザーの指導の下で行わなければならない。

(査定技法)

第7条 有効な査定技法であっても、対象者の心身に著しく負担をかけるおそれのある場合又はその査定情報が対象者の援助に直接に結びつかない場合は、その技法を用いた該研究を控えなければならない。

2 研究者は、該研究の対象者から査定結果についての情報開示を求められた場合には、受取手にふさわしい用語と形式で結果の情報を伝達しなければならない。

(援助・介入技法)

第8条 援助・介入に関わる該研究は、専門的援助を求める対象者に適切な援助・介入の研究でなければならない。また、心理療法やカウンセリング、看護援助なども所定の臨床の場においてだけ行う職業的行為でなければならない。

2 援助・介入に関わる該研究は訓練と経験によつて的確と認められた技能によつて行うものであり、自らの能力と限界についても十分にわきまえておかななければならない。

(秘密保持と公開)

第9条 該研究に関わる分野の事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を求める場合は、事前に対象者の了解を得ることを必要とし、かつ該研究終了後も対象者の秘密を保護する責任を負う。

(人間総合学群、人間健康学部、看護学部、大学院及び駒沢女子短期大学における該研究の立案及び該研究の成果報告)

第10条 人を対象とする研究を立案、実施及びその成果報告を行おうとする場合には、以下の手順に従って、委員会に申請し、その審査を受けなければならない。

- (1) 委員会は研究倫理審査請求がなされた場合には、申請書類記載事項に不備がないときは、受理番号を付して受理する。
- (2) 受理後内容審査を行い、審査内容に問題がないとき、審査結果を申請者に審査承認番号を付して通知する。
- (3) 対象者のプライバシー保護及び該研究のプライオリティを保持するため、審査の経過及び結論の内容は原則として公表しない。但し、委員会が特に必要と認めた場合は、申請者及び被験者や対象者の同意の下、公表することができる。
- (4) 委員会が該研究の審査の結果、不適合との結論に至った場合、理由を付して申請者に通知する。
- (5) 申請者が前号の結論に異議ある場合、申請者は再審査を求めることができる。再審査の手続は、基本的には、審査の場合と同様とする。

第11条 (削除)

- (1) (削除)
- (2) (削除)
- (3) (削除)

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、人間総合学群教授会、人間健康学部教授会、看護学部教授会及び駒沢女子短期大学教授会が行う。

附 則 この規程は、平成22年6月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。